

千葉県からのお知らせ 令和2年8月より(※1)

重度心身障害者（児）医療給付制度について、 精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象となります

助成内容は、現行制度の対象者
(身体障害者・知的障害者)に対する内容と同じです。

重度心身障害者(児)医療給付制度

●実施主体

市町村で資格を認定し、受給券を発行します。

* 精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせて受給券の有効期間が設定されています。
窓口で必ず受給券の確認をお願いします。

●対象者

身体障害者手帳 1級、2級

療育手帳 ①、Aの1、Aの2

精神障害者保健福祉手帳 1級 (令和2年8月より)(※1)

* 65歳以上で新規に手帳を取得した方、生活保護を受給している方は対象外。

●所得制限

自立支援医療に準じる ⇒ 原則として、世帯(同じ医療保険に加入している家族)の
市町村民税所得割が23万5千円以上の者等は対象外。

●対象経費

医療保険自己負担分

* 自立支援医療(精神通院)など他の公費負担医療制度がある場合、その公費負担制度を
優先して使っていただく必要があります。

●自己負担

入院1日、通院1回につき300円(保険調剤は無料)(※2)

* 市町村民税所得割非課税世帯は無料。

※1 実施時期は、県の市町村に対する補助の変更時期であり、市町村の実施時期については
各市町村によって異なる可能性があります。(千葉市、野田市、習志野市、我孫子市、浦安市、印西市では既に実施。)

※2 助成内容は市町村によって異なります。自己負担金については、通院1回、入院1日につき
0円、200円及び300円のいずれかとなり、市町村、受給者によって異なります。

※3 千葉県庁ホームページ「重度心身障害者(児)医療給付改善事業について」

検索ワード **重度心身障害者 医療費**

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/service/iryuu/juudo.html>

問合せ先 千葉県 健康福祉部 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班
TEL 043-223-2340 FAX 043-221-3977